平成２５年（フ）第１１７９号
千葉県習志野市実籾４丁目27番６号　パークハウス103号
債務者　曽根喜美子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１５号
千葉県船橋市行田１丁目11番50号　ドミールＳ－６－103号
債務者　河上　仁美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
千葉県鴨川市天津63番地１
債務者　里見　孝司
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第５２３号
新潟市北区松浜５丁目13番地84　坂井貸家、前住所宮城県仙台市太白区中田７丁目26番17号　ピースフル南仙台202
債務者　古山　　泉
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７９号
長野県上田市小泉766番地２　ラ・セゾンＳ小泉Ｂ105号
債務者　清水　広之
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12192番地
債務者　浦野美保子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地729　レイグラースＢ－103号
債務者　小林　勇二
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３８２号
岐阜市領下1457番地２　おぐらビル201号室
債務者　名越　信一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２３６９号
名古屋市熱田区六番１丁目４番２号
債務者　田中　広美（旧姓峠舘）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１号
三重県鈴鹿市白子１丁目６番11号　マンション　シャイン103
債務者　佐々原　修
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９９号
兵庫県伊丹市大野１丁目１番地16
債務者　拝野　充恵
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
兵庫県伊丹市瑞穂町３丁目55番地１　サンライズマンション203号、前住所兵庫県伊丹市緑ケ丘２丁目143番地１
債務者　山畑　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
兵庫県たつの市龍野町片山613番地１
債務者　川原　明美
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４７号
兵庫県たつの市龍野町片山613番地１
債務者　川原秀三郎
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１１３号
愛媛県西条市藤之石５号159番地１
債務者　秦　　義博（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６号
愛媛県四国中央市妻鳥町355番地１、前住所愛媛県四国中央市中曽根町2642番地１
債務者　山内壽滿子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５４号
愛媛県今治市南日吉町２丁目１番16号、住民票上の住所愛媛県今治市南日吉町２丁目１番27号　サントノーレ南日吉103号
債務者　武田　明美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
松山地方裁判所今治支部